

〈参考資料〉

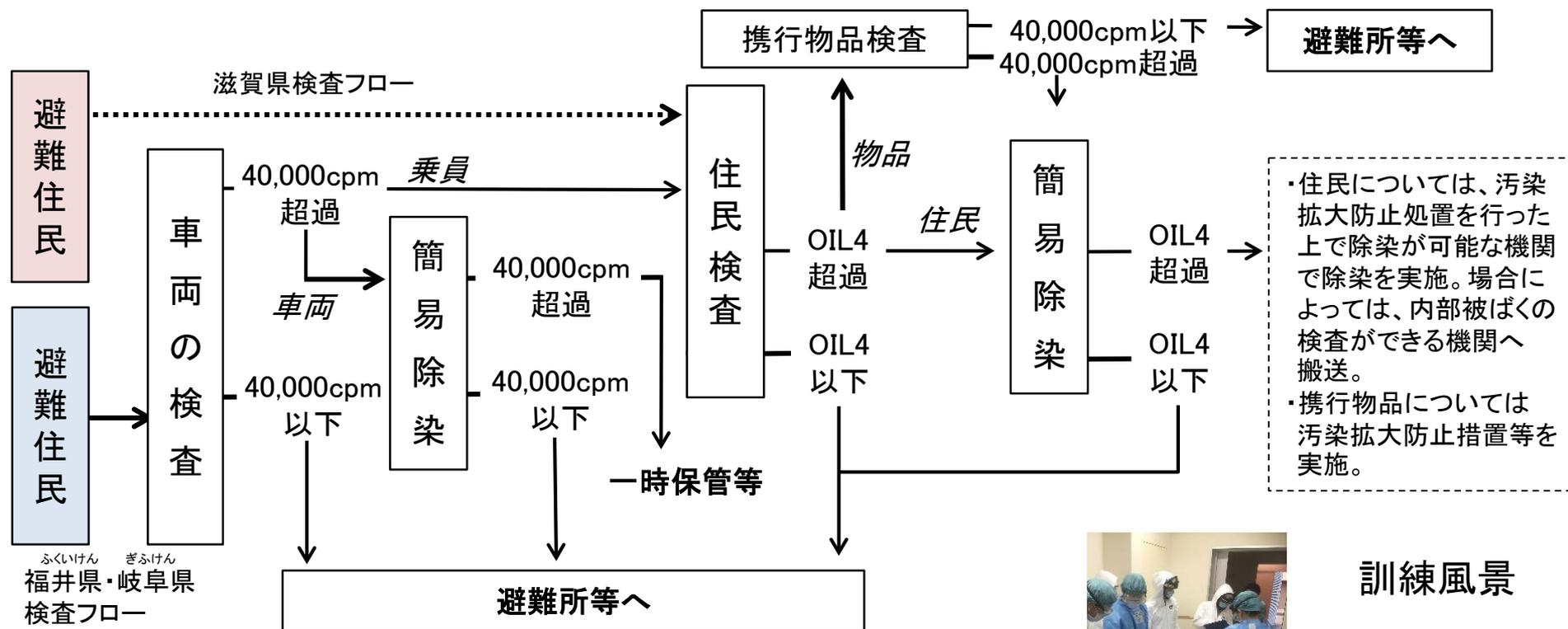
<sup>み</sup> <sup>はま</sup>  
**美浜地域の緊急時対応  
(全体版)**

令和3年1月5日

<sup>ふくい</sup>  
福井エリア地域原子力防災協議会

# 避難退域時検査場所における活動フロー

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



## 【滋賀県検査フロー】

・滋賀県では、避難退域時検査の位置付けと避難者に対する被ばく医療の提供を判断するための検査の位置付けを併せ持つことから、原則、全住民の検査を実施。

- ※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。
- ※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。
- ※ 避難退域時検査の結果、基準 (OIL4:40,000cpm) 以下の場合は、住民に対し通過証等を発行する。



訓練風景

